

滝川市立病院医事業務委託プロポーザル実施要領

1. プロポーザルの目的

当院における病院運営及び患者サービスの向上に資するため、医事業務委託の基本方針、効率的で質の高いサービスの提供などを適正に審査の上、その業務内容に最も適した事業者を優先交渉事業者として選定することを目的とする。

2. 業務の概要について

(1) 業務名

滝川市立病院医事業務委託

(2) 業務内容

別紙「滝川市立病院医事業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務場所

滝川市大町 2 丁目 2 番 34 号

(4) 委託期間（予定）

令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3. 担当部署

滝川市立病院事務部医事課 担当 藤原

住所 〒073-0022 北海道滝川市大町 2 丁目 2 番 34 号

電話 0125-22-4311

FAX 0125-22-5351

E-MAIL hospital@city.takikawa.lg.jp

滝川市立病院ホームページ <https://med.takikawa.hokkaido.jp/>

（募集要領及び提出書類様式をダウンロードできます）

4. 参加資格について

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件等を満たす者とする。

- ① 法人等を設立して 5 年以上経過しており、財務状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- ② 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、国内において、国又は地方公共団体の発注にかかる「200 床以上の病院の医事業務」を継続して 12 か月以上にわたり、完了した実績を有すること。
- ③ 仕様書を満たす業務が遂行可能であること。
- ④ 北海道内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有していること。

(2) 次に掲げる者でないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又は入札執行日 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てが行われた者。
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てが行われた者。
 - ⑤ 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者。
 - ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ⑦ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - ⑨ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - ⑩ 市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 11 年滝川市告示第 43 号）第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者。

5. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書 様式第 1 号
- ② 商業登記簿謄本（写）
 - ・申請日前 3 か月以内で、現状を反映しているものを提出すること。
- ③ 決算書類（写）
 - ・自己資本額、業務実績高等の確認に使用するので、必ず直近 2 年分の書類を提出すること。
 - ・貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書など経営実績がわかるもの。
- ④ 納税証明書

- ・申請日前 3 か月以内のものを提出すること。

(ア) 国税

- ・納税証明書その 3 の 3

(イ) 都道府県税

- ・申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地が北海道内の場合は、北海道が発行する納税証明書
- ・上記以外の場合、申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地の都府県が発行する納税証明書

(ウ) 市町村税

- ・申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等、連絡先がある場合はその連絡先となる営業所等）の所在地が滝川市内の場合は、滝川市が発行する市税完納等確認書
- ・上記以外の場合、申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地の市区町村が発行する納税証明書（東京都の場合は都税事務所が発行する証明書）

⑤ これまで医事業務を実施した実績について

- ・同種業務の実績表を提出のこと（様式は任意、規格は A4 版 1 枚程度とする。）
- ・重大な事故等の有無（有の場合は場所、内容などの詳細）

(2) 提出期限及び提出方法

① 提出場所 担当部署

② 提出方法 持参または郵送

③ 提出期限 令和 2 年 12 月 2 日（水）午後 5 時まで

- ・ただし、持参の場合は土日祝日を除く各日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

6. 提出書類等

(1) 提出書類

① 業務提案書 様式第 2 号

- ・本プロポーザル実施要領、仕様書を踏まえて作成のこと。
- ・提出書類の各冊子にページ数をつけること。
- ・提案書は A4 縦で提出すること。
- ・提出する文字の大きさは 10.5 ポイント以上を基本とすること。

② 提案者の業務概要 様式第 3 号

③ 見積書 様式第 4 号

- ・提案上限額は、年額 97,200,000 円（税抜）とする。
- ・見積金額については、課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も

った金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

・見積明細書（任意様式）を添付し、以下の項目を記載すること。

- i 各セクションの配置人数と費用
- ii 人件費、直接経費、間接経費、運営手数料等の明細

(2) 提出部数

①から③の書類を正本 1 部、副本 10 部（コピー可）提出すること。

(3) 提出期限及び提出方法

① 提出場所 担当部署

② 提出方法 持参または郵送

③ 提出期限 令和 2 年 12 月 9 日（水）午後 5 時まで

・ただし、持参の場合は土日祝日を除く各日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、
郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4) その他

- ① 参加申込書等、提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された提案書等は、提出者に無断で提案の採否決定以外の目的に使用しない。
- ④ 提出期限後における、提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込及び提案等を無効にする。
- ⑥ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

7. 質問の受付及び回答について

質問については、令和 2 年 11 月 12 日（木）午後 1 時までに質問応答書（様式第 5 号）により、持参または E-MAIL で受け付ける。回答については質問者に FAX または E-MAIL で回答する。

なお、審査基準等に関する質問には一切答えない。

8. ヒアリングの実施について

(1) 対象者

提案書等を提出した事業者

(2) 期日

令和 2 年 12 月 18 日（金）午後 1 時 30 分から

(3) 場所

滝川市立病院 会議室 1

(4) 内容

持ち時間 30 分以内で、提案内容を説明する。なお、提案内容の説明については、業務提案書様式第 2—6 号～様式第 2—8 号を重点的に行うこと。

プロジェクターの使用は可

説明終了後 10 分程度、質疑応答を行う。

(5) 参加者数

各参加事業者 3 名以内の参加とする。

9. 優先交渉事業者の選定について

優先交渉事業者の選定は、受理した提案書等、ヒアリング、見積価格などの総合評価により、評価点方式で行う。

評価の結果、最高得点の事業者を選定し、次に高い得点の事業者を次点の事業者として選定する。

10. 選定結果の通知について

選定結果は、令和 2 年 12 月 28 日（月）までに通知する。

11. 契約の締結について

選定事業者と当院との協議によって業務内容の詳細を確定し、業務開始前に契約を行うものとするが、本業務に係る令和 3 年度予算の議決が得られなかったときは、契約の締結をとりやめる。

12. 準備期間について

受託者として決定した日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間は、本業務の履行に係る準備期間とする。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これに係る委託料は一切発生しないものとする。